

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（金融庁所管法律部分（別紙参照））

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：金融庁総務企画局企画課調査室

評価実施時期：平成30年3月13日

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ～ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

我が国の法律中には、免許・登録等の拒否事由や法人役員等の欠格条項など、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度が数多く存在している。このことが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているのではないかと、当該制限は成年被後見人であることを理由とする不当な差別ではないかとの指摘があるところ。

本規制（改正）を行わない場合、今後も引き続き、上記指摘の根拠とされる状況が解消されないことから、現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第11条第2号においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これらを踏まえ、我が国法律における免許・登録等の規定における成年被後見人等に係る欠格条項等についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われ、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において当該欠格条項等を見直すこととされたところ、第196回国会に内閣府が提出する表題法案において、金融庁所管法律についても改正を行うこととしたもの。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて）

遵守費用は発生しない。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）

申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて）

行政費用は発生しない。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）

現在の免許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて）

欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）

欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

当該規制緩和は、内閣府成年後見制度利用促進委員会における「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日）に基づくものである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて）

単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。

（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについては、個別審査の利用件数により、費用、効果等を把握することとする。

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） ※
公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号） ※
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号） ※
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
保険業法（平成七年法律第百五号）
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）
信託業法（平成十六年法律第百五十四号）
保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

※ 欠格条項を単純削除する条文がある法律。